4　機構は、建設教育訓練助成金（第二項第一号トの施設又は設備の設置又は整備についての助成に係るものに限る。以下この項において同じ。）を支給する場合には、建設教育訓練助成金の支給対象となった施設又は設備の耐用年数を勘案して定める期間、それぞれの本来の用途の施設又は設備として使用することその他厚生労働大臣が必要と認める事項を支給の条件としなければならない。

第二十二条第一項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「受給資格者創業支援助成金」という。）」の下に「、雇保則第百十条の三に規定する試行雇用奨励金」を加え、「、同項に規定する雇用創造先導的創業等奨励金（以下「雇用創造先導的創業等奨励金」という。）」を削り、「雇保則第百十八条の三第一項に規定する事業協同組合等雇用促進事業助成金（以下「事業協同組合等雇用促進事業助成金」という。）」を「雇保則第百十八条第一項に規定する中小企業人材確保推進事業助成金（以下「中小企業人材確保推進事業助成金」という。）」に改め、「第百二十五条第二項第一号イ」の下に「及びロ」を加え、「職業能力評価推進給付金、同項に規定する地域雇用開発能力開発助成金（以下「地域雇用開発能力開発助成金」という。）、同項に規定する」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金、建設事業主団体雇用改善推進助成金又は建設業人材育成支援助成金」を「雇保則附則第十五条に規定する中小企業緊急雇用安定助成金、雇保則附則第十五条の九に規定する若年者等正規雇用化特別奨励金、雇保則附則第十五条の十に規定する実習型試行雇用奨励金、雇保則附則第十五条の十一に規定する正規雇用奨励金、雇保則附則第十七条の五の二に規定する建設業新分野教育訓練助成金（以下「建設業新分野教育訓練助成金」という。）又は建設雇用改善推進助成金」に改め、同条第二項中「第一種建設教育訓練助成金」を「前条第二項第二号イの場合に係るもの」に改め、同条第三項中「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金、雇保則第百四条第一項に規定する高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金」を削り、「介護雇用管理制度等導入助成金、事業協同組合等雇用促進事業助成金」を「介護労働者設備等導入奨励金、中小企業人材確保推進事業助成金」に改め、「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、「、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を「若しくは広域団体認定訓練助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支援給付金」に改め、「広域団体認定訓練助成金の支給若しくは認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は」を「建設業新分野教育訓練助成金若しくは」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十四条　独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「雇保則第百十条の二第一項に規定する高年齢者等共同就業機会創出助成金（以下「高年齢者等共同就業機会創出助成金」という。）、同項」を「雇保則第百十条の二」に改め、同条第三項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条並びに次条第七項及び第八項の規定　平成二十三年六月一日

二　第三条並びに第七条及び第十四条並びに次条第一項、第五項及び第三十六項の規定　平成二十三年七月一日

三　第四条及び第九条並びに次条第十二項から第十五項まで、第三十二項から第三十五項まで及び第三十八項の規定　平成二十三年九月一日

（雇用安定事業等に関する経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二条の三第一項第二号イ(5)の判定基礎期間の初日又は同号ロ(3)の出向期間の初日が前条第二号に掲げる規定の施行の日前に属している場合における当該判定基礎期間に行われた休業等又は当該出向期間に行われた出向に係る雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に離職した第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第二項第一号ハに規定する計画対象被保険者に係る求職活動等支援給付金及び再就職支援給付金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百四条第二項第一号イ(1)から(3)までのいずれかに該当する措置を講じた事業主に対する中小企業定年引上げ等奨励金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百四条第四項第一号イの規定に基づく職域拡大等計画を作成した事業主に対する高年齢者雇用モデル企業助成金の支給については、なお従前の例による。

5　前条第二号に掲げる規定の施行の日前に第三条の規定による改正前の雇用保険施行規則第百十条の二第二項第一号の法人の設立の登記をした事業主に対する高年齢者等共同就業機会創出等助成金の支給については、なお従前の例による。

6　施行日前に旧雇保則第百十二条第二項の規定により地域求職者雇用奨励金（同項第五号に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができることとなった事業主に対する地域求職者雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

7　前条第一号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第百十二条第五項の規定により地域再生中小企業創業助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する地域再生中小企業創業助成金の支給については、なお従前の例による。

8　前条第一号に掲げる規定の施行の日前に新たに法人等を設立をした事業主であって、当該法人等に係る第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第百十二条第五項の地域再生中小企業創業助成金の支給を受けようとする事業主に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。

9　施行日前に旧雇保則第百十二条第九項の規定により雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けることができることとなった事業主に対する雇用創造先導的創業等奨励金の支給については、なお従前の例による。

10　施行日前に地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第六条第二項第五号に規定する地域雇用創造協議会が作成し、職業安定局長の指定を受けた事業に係る計画に基づいて当該事業を実施する事業主に対する旧雇保則第百十二条第九項の規定の適用については、なお従前の例による。

11　施行日前に旧雇保則第百十二条第十一項の規定により地域貢献活動雇用拡大助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する地域貢献活動雇用拡大助成金の支給については、なお従前の例による。

12　前条第三号に掲げる規定の施行の日前に第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十六条第一号及び第九条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「旧育介則」という。）第三十八条の表中雇保則第百十六条第一号に規定する事業所の事業主であって、同号に規定する措置の実施に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備しているものの項の規定により育児・介護雇用安定等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金（第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十六条第一号の子の養育又は介護に係るサービスの利用についての助成に係るものに限る。）の支給については、なお従前の例による。